

様式 2

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) (4) 売買春への対策の推進

1 主な施策の取組状況及び評価

<主な施策の取組状況>

ア 売買春の根絶に向けた対策の推進、売買春からの女性の保護、社会復帰支援

○ 売買春の取締りの強化

- ・ 売春防止法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）等の関係法令を厳正かつ適切に運用し、売春の周旋行為等の取締りの強化及び被害児童の保護を図るとともに、売春等を強要された人身取引被害者の保護に当たって関係機関等と緊密に連携するよう都道府県警察を指導することにより、売買春への対策を推進した。

イ 児童に対する対策の推進

○ 児童買春の取締りの強化等

- ・ 児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく児童買春事犯等の取締り及び被害児童の保護を推進した。
- ・ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」という。）に基づく禁止誘引行為の取締りを推進した。

○ 啓発活動の推進等

- ・ 子どもの携帯電話等のフィルタリングの利用促進に重点を置いた対策を推進するための通知を発出して、非行防止教室やサイバーセキュリティに関する講習等への参加を促進することにより、売買春への対策を推進した。
- ・ 警察庁ホームページにおける出会い系サイトに係る犯罪予防のための情報をわかりやすくまとめたコンテンツの掲載、都道府県警察を通じた全国の中学生及び高校生対象に対する広報啓発用リーフレットの配布等による出会い系サイトの危険性等に関する注意喚起を推進することにより、売買春への対策を推進した。

<評価>

上記取組により、男女共同参画基本計画の要請を満たしていると評価できる。

2 今後の方向性、検討課題等

引き続き、関係法令に基づく取締りを行うとともに、子どもの携帯電話等のフィルタリングの使用促進、出会い系サイトの危険性等についての注意喚起等の売買春への対策を推進する。

3 参考データ、関連政策評価等

○ 売春防止法違反の検挙件数・検挙人員

平成 20 年	1,842 件	662 人
平成 19 年	1,867 件	775 人
平成 18 年	1,863 件	928 人

○ 児童買春・児童ポルノ禁止法による検挙状況（児童買春）

平成 20 年	1,056 件
平成 19 年	1,347 件
平成 18 年	1,613 件

○ 出会い系サイト規制法第 6 条（禁止誘引行為）違反の検挙状況

平成 20 年	367 件	367 人
平成 19 年	122 件	114 人
平成 18 年	47 件	48 人

○ 広報啓発用リーフレット配布部数

平成 20 年	1,760,000 部
平成 19 年	1,628,000 部
平成 18 年	1,491,000 部